

令和7年9月30日（火） 16:00

○行政処分に関するお問い合わせ先
介護高齢課居宅サービス係（内線2574）
TEL 027-226-2574

○監査に関するお問い合わせ先
監査指導課監査指導第二係（内線2554）
TEL 027-226-2554

介護保険事業者等に対する行政処分について

このたび、介護給付費の不正請求を行った指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所に対し、次のとおり介護保険法第77条第1項及び同法第115条の9第1項による行政処分を行いました。

1 対象事業者・対象事業所・処分内容

事業者の名称	Mimosa 株式会社
事業者の住所	桐生市堤町一丁目8番27号
事業所の名称	ナース&リハビリホームみもぞ
事業所所在地	桐生市堤町一丁目8番27号
サービスの種類	指定訪問看護 指定介護予防訪問看護
指定年月日	令和5年9月1日
事業所番号	1060390331
処分内容	指定の取消
申し渡し日	令和7年9月30日
効力発生日	令和7年9月30日

2 処分の理由

不正請求額（概算） 321,860円

（1）不正請求 【介護保険法第77条第1項第6号及び第115条の9第1項第6号該当】

欠勤者や退勤者などサービス提供不可能な者がサービスを提供したとする記録や同一の提供者が同一時間に複数利用者にサービスを提供したとする記録を捏造し、介護給付費を不正に請求し、受領した。

不正請求期間 令和5年11月から令和7年1月

不正請求額 321,860円（概算）

不正請求件数 46件

対象利用者 13人（実利用者数）

（2）虚偽報告 【介護保険法第77条第1項第7号及び第115条の9第1項第7号該当】

県の監査において、実態と異なるサービス提供の記録や勤務表、出勤簿などを提出した。

（3）虚偽答弁 【介護保険法第77条第1項第8号及び第115条の9第1項第8号該当】

県の監査において、法人役員が、従業員の勤務実態について、虚偽の答弁を行ったほか、従業員に対しても、虚偽の答弁をするように指示した。